

「東京都人権施策推進指針」に対する声明

人権ネットワーク・東京

2015年10月13日

2015年8月25日、東京都は新たに策定した「東京都人権施策推進指針（以下、指針）」を公表した。

私たちは、舛添要一都知事ならびに「東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会」に対し、被差別当事者の立場から、国際人権基準に合致した人権施策の策定を求めて約1年間にわたり要望書・報告書を提出し、直接の要請も行ってきた。

今回発表された指針には私たちの声が十分に反映されておらず大変残念であるものの、2000年以降手つかずであった指針を見直し、新たに策定することで、東京都が人権尊重の立場を明確にしたことには少なくない意義があると考えます。

私たちは、被差別当事者の立場から、東京都に対して以下を求める。

1. 指針は、日本政府がこれまで批准した数々の国際人権規約・条約に言及しており、国際人権基準に沿った形で人権施策を展開していこうという姿勢が感じられる。日本国憲法上、東京都も地方自治体として同規約・条約及び国際人権諸機関から表明された勧告の内容を誠実に順守する義務がある。

今後、東京都が国際人権基準重視の姿勢をより明確化し、あらゆる施策が同規約・条約及び国際人権諸機関からの勧告の内容に沿ったものとなることを強く求める。その意味で、東京都の人権施策が「啓発・教育」「救済・相談」「支援・連携」といった消極的立場に終始するのではなく、より積極的に人権侵害を未然に防ぐための「差別禁止」の立場を打ち出すことを強く求める。

2. 指針の基本理念にある通り、東京都が「あらゆる差別を許さない」という立場を明確化するのであれば、実際にどのような人々が、どのような差別・人権侵害を受けているのかを明らかにする必要がある。

今後、東京都があらゆる差別と人権侵害を許さず、撤廃していくための施策の土台としての実態調査を行うことを強く求める。

3. 私たちは、指針の「施策の進め方」における連携対象の最初に被差別当事者が挙がっていないことを非常に残念に思う。真に人権が保障される社会実現のための最も重要な専門家は、被差別当事者である。

今後、被差別当事者の主体的参加のもと、被差別当事者の声をより幅広く、より深く掘り上げることをもって、東京都が人権施策の具体化を図ることを強く求める。

4. 指針では「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に『世界の都市・東京』の実現を目指す」ことを目的に人権施策推進に取り組むとされている。しかし、同大会があろうとなかろうと、差別と人権侵害の現実が目の前にある限り、都の人権施策は不断に見直され、一層の向上が目指されなければならない。

今後、東京都が人権施策の内容及び同施策が実際にもたらした影響について検証し、より実効性のある施策へと更新していくことを強く求める。

2015年10月13日

東京都知事 舛添要一様

人権ネットワーク・東京

代表 八柳卓史

東京都人権施策推進指針具体化にむけた要望書

1. ヘイトスピーチなど悪質な差別をなくすために「差別禁止と人権侵害被害者を救済する条例」を制定されたい。
2. 都内の差別の現実を踏まえ、国際人権基準に合致した「人権都市宣言」を国内外に向け発布されたい。
3. 被差別当事者団体による第三者機関を設置されたい。また「有識者による第三者機関」は定期的に当事者から意見を聞く場を設けることを設置要綱などで制度化されたい。
4. 「人権侵害を受けた人々」（含：被差別当事者団体）との連携の在り方を明確にされたい。
5. 東京都人権施策推進指針にもとづく人権政策の効果測定、また実態に基づく人権政策の確立にむけ、定期的に差別と人権侵害に関わる実態調査を実施されたい。
6. 重点的人権課題に関わって、
 - ①国際人権機関からの勧告等の趣旨を踏まえ、「朝鮮学校」に対する補助金の凍結を解除されたい。
 - ②東京都は北は北海道南は九州まで障害者を施設に送り出している、また精神障害者についても人口比で最低の県の17倍もの新規措置入院を行っている。国連拷問等禁止条約委員会や人権委員会から指摘されているように地域で生きる支援の基盤の不十分が露呈しているといえる。障害者権利条約批准を受け、都としては地域生活支援の基盤充実が求められている。
 - ③このたびの人権施策推進指針において、従来、「その他の人権課題」として取り上げられていた性的少数者に関する事項に関して、「性同一性障害者」「性的指向」のそれぞれの項目について、独立して明記したことを評価いたします。

しかしながら、次の4点について課題があると考えられ、早急な改定を要望します。(要望事項4点は末尾に掲載)

また、性的指向に関わらず平等な教育の機会を享受できるようにすることを要望します。特に、異性愛のみを前提とした性教育は、速やかに、全ての性的指向を平等に扱うように改善されるべきであり、「性教育の手引き」は、直ちに、異性愛以外の性的指向を持つ者のライフステージも視野に入れた内容に改訂されることを要望します。

④「重点プロジェクト」において「人権啓発拠点の機能強化」をあげていますが、東京都は「人権プラザ」の都心への移転を表明しており、このことにかかわって以下の点を要望します。

(1)今日「東京都人権プラザ」が現在の場所に設置されている歴史的経緯と地域性を踏まえ、部落問題をはじめとした人権問題の解決の拠点として、現在の場所において更なる機能強化を図ること。

(2)例え、移転したとしても、a)被差別当事者団体がその活動交流などに活用できる施設とすること。b)また、部落差別の現実を踏まえ、現在の場所において、部落問題を解決する拠点施設を引き続き残すこと。

⑤障害当事者団体の参画による協議機関を設置し、障害者差別禁止条例の制定に向けた論議をスタートさせ、その実現を図ること。

⑥国連の各人権委員会が婚外子差別の全廃を国に勧告していますが、国は最高裁が違憲と判じたもの以外の婚外子差別撤廃に応じていません。このような経過ならびに下記の各項目を、都は十分に踏まえていただき、指針を具体化してください。(「下記の項目」含めて要望の詳細は末尾に掲載)

性的少数者に関する要望事項

要望事項1 「婚姻は両性の合意にて成立する」旨に関する記述を削除すること

憲法上、確かに「婚姻は両性の合意にて成立する」旨について規定がありますが、都の人権指針において明記する必要はなく、人権指針自体が、差別を生み出してしまう可能性があります。とりわけ、次の5点について、重大な懸念があるため、削除すべきであると考えます。

第一に、異性愛の人と、性的指向が異性に限らない人たちとの差異を強調することにつながるため、性的指向が異性に限らない人たちに対する、差別や偏見を助長する懸念があ

ります。

第二に、異性のパートナーと暮らすこと以外は認めないとする考え方を、暗黙のうちに押し付けるものであり、同性パートナーの親と暮らす子どもたちに対する、差別や偏見を助長する懸念があります。

第三に、有識者会議や関係団体からのヒアリングにおいても指摘のなかった点について、明記する意図および目的、理由が不明です。

第四に、「同性婚」を認めるか否かという事項は、都の事務の所管外であり、人権指針に明記する必要性がありません。

第五に、性的少数者のすべてが「同性婚」を求めているわけではなく、当事者がどうかを問わず、様々な意見があることから、時間をかけた議論が必要です。

以上のような理由から、現時点で人権指針において、「同性婚」に関連するような内容を含むべきではないと考えます。

要望事項2 「性同一性障害」に限定せず、広くトランスジェンダーの課題を対象とすべきこと

「性同一性障害」は、性自認と身体の性の不一致や違和感に悩み苦しむトランスジェンダーのうち、医学的な診断を受けた場合のみを指しています。しかしながら、実際のトランスジェンダーの性のあり方は、「性同一性障害」だけではなく、服装や社会的な性、性自認や医学的処置の有無など、様々な面において多様です。

性別を単純に「女性」または「男性」として分けることは、不適切であり困難である上、「性同一性障害」の課題のみを対象とすることは、問題を矮小化してしまう可能性があります。「性同一性障害」に限らず、広くトランスジェンダーを対象とし、都の政策において、「女性」「男性」に限らない性のあり方を認め、配慮することが必要です。

要望事項3 多様な性のあり方について明記すること

性的少数者をめぐる課題は、「性同一性障害」や「性的指向」に限りません。性自認や身体の性、性愛関係や社会的な性、見た目の性をめぐる課題など、様々な側面における、差別や偏見があります。多様な性のあり方について、その存在を認め、人権にかかわる課題があることを、明記する必要があります。

要望事項4 差別発言を明確に禁止すること

石原慎太郎元東京都知事は、同性愛者に対して「どこかやっぱり足りない気がする」「遺伝とかのせいでしょう」「マイノリティで気の毒ですよ」等と、記者会見の場において発言しました（2010年12月）。

このような発言は、明白に同性愛者を攻撃対象とするものであり、人権侵害であることは言うまでもありません。また、公人であるかどうかに関わらず、許されるべき内容のものではありません。このような発言がくり返されることのないよう、人権指針において、差別発言を明確に禁止する必要があると考えます。

婚外子差別撤廃に向けた要望事項

今回の「東京都人権施策推進指針」において、婚外子の人権課題については、独立した項目としての記載がないばかりか、関連すると思われる「女性」、「子供」、様々な人権課題の中の「親子関係・国籍」の各項目にすら婚外子の人権課題についての記載が見られません。このことは極めて残念です。

前の「東京都人権施策推進指針～東京ヒューマンウェーブ 21～」が作成されてから今日に至るまでに、婚外子に関する状況は大きく変化しています。2008年6月には国籍法、2013年9月には民法上の相続について、それまで婚外子を差別していた条項について、最高裁判所が憲法違反であるとし、その後法改正がなされました。それでも尚、後述するような婚外子差別が残存しています。

この間にも国連の各人権委員会が婚外子差別の全廃を国に勧告していますが、国は最高裁が違憲と判じたもの以外の婚外子差別撤廃に応じていません。

このような経過ならびに下記の各項目を、都は十分に踏まえていただき、指針を具体化してください。

少なくとも、婚外子の人権課題について、必ず明記してください。

- (1)「婚外子差別をなくすこと」を「人権課題」の独立した項目として取上げてください。
- (2)婚外子に係る戸籍及び住民票ならびに児童扶養手当の事務について、以下の項目が各基礎自治体に周知徹底されるよう、指針の記載に反映させてください。
 - ①婚外子の出生届に当たっては、「父母との続き柄」欄に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載がされていなくても届書の「その他」欄に、「出生子は、母の氏を称する。」等と記載すれば受理できること。また、胎児認知の届出がされているとき、又は出生届と同時に認知の届出がされた場合は、「その他」欄に「父は、同居者である。」等の記載をすれば、父を届出人として受理できること。（2010年3月24日付け法務省民一第729号民事局第一課長通知）
 - ②2004年11月より前に生まれた婚外子の戸籍の続き柄を「女」「男」から「長女」「長男」

方式に変更したい場合、更正の申し出だけでは「女」「男」の記載が残ってしまうので、再製の申し出も同時に行う必要があること。それを申し出人に必ず説明すること。

③2010年3月24日付け民一第730号民事第一課長通知により、更正申出等の記載のある従前の戸籍（除籍・改製原戸籍）については再製の申出ができると、取り扱いが改められていること。

④出生届が受理されず戸籍に記載のない子についても住民票は適法に作成できること。（2009年4月17日最高裁判決）。

⑤児童扶養手当の受給資格について、事実婚かどうかの判断は、形式要件で機械的に判断するのではなく、生活実態に基づいて判断すること。従って、シェアハウスなどに住むひとり親の女性が同じ住所に異性がいるとし、交際がないにもかかわらず、手当てが支給されないというようなことがあってはならないこと。（2015年4月17日厚労省事務連絡）

(3)以下の項目について、国の法制度から婚外子差別が撤廃されるよう、指針に明記してください。

①戸籍法第49条第2項第1号後段を削除し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。

②戸籍法第13条4号及び5号を改正し、戸籍の実父母との続き柄及び養父母との続き柄廃止すること。なお、続き柄廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

③税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴のない母（父）子家庭の母にも「寡婦控除」を適用すること。

【人権ネットワーク・東京 団体名 24団体5個人】

首都圏に居住するアイヌ民族 レラの会

チャシ アン カラの会

I 女性会議東京都本部

一般社団法人 全国女性相談研究会

エープラス（DV被害当事者団体）

NPO 法人動くゲイとレズビアンの会（アカー）

レインボー・アクション

在日韓国民主統一連合東京本部

在日韓国民主女性会

在日韓国青年同盟東京本部

在日本朝鮮人東京人権協会

移住労働者と連帯する全国ネットワーク

全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック
障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）
障害児を普通学校へ・全国連絡会
NPO 法人自立生活センター・立川
NPO 法人自立生活センター・HANDS 世田谷
全国「精神病」者集団 東京
全国ピアサポートネットワーク
NPO 法人ホームズ資料センター
認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい
部落解放同盟東京都連合会
ハンセン病首都圏市民の会
なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
伊藤久雄（社団法人東京自治研究センター）
上村英明（恵泉女学園大学教授・市民外交センター代表）
鐘ヶ江晴彦（専修大学文学部教授・東日本部落解放研究所理事長）
富永哲雄（大阪市立大学文学研究科地理学教室 博士後期課程）
吉田勉（東日本部落解放研究所事務局長）

（連絡先・事務局）

東京都台東区今戸 2-8-5 東京解放会館
部落解放同盟東京都連合会 近藤登志一
TEL 03-3874-7311 FAX 03-3874-7313
bllkondo@yahoo.co.jp